

全 住 協 第 1 9 1 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
専務理事 田 村 仁 人

横浜市の自治会町内会加入促進支援事業に対する協力依頼への対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、横浜市長より標記について以下のとおり依頼がありましたので、ご協力のほど
お願いいたします。 敬 具

(参考) 横浜市町内会連合会ホームページ <http://www.yokohama-shirenkai.org>

横浜市市民局ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chikatsu/>

市地活第 306 号

平成 26 年 9 月 18 日

一般社団法人 全国住宅産業協会
会長 神山 和郎 様

横浜市長 林 文子



横浜市の自治会町内会加入促進支援事業に対する協力について (依頼)

日ごろから横浜市政に対して、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

自治会町内会は、防犯、防災、環境美化等の活動を通じて地域の連帯感を育むとともに、様々な地域課題の解決に取り組んでいます。また、住民と行政とを結ぶ基礎的な組織として行政情報の伝達活動等も行っています。

これらの活動は住みよい地域社会の形成につながることから、横浜市では、より多くの市民が自治会町内会に加入していただき、地域活動を大いに盛り上げていただくことが必要と考えており、市内 18 区の連合町内会が取り組む加入促進活動への支援を積極的に進めております。

横浜市における自治会町内会の加入状況は、加入世帯数は毎年増加していますが、加入率は減傾向にあります。地域からの主な声としては「特にマンション入居者が自治会町内会に加入しない」、「大規模マンションができてても新たに自治会町内会を設置しないことから、地域一体となった防災活動やごみの分別収集などに大きな支障が生じている」、また「新しく引越して来た場合には、時機を逃さず訪問して自治会町内会への加入を呼びかけることが効果的だ」などがあります。

このような状況のなか、横浜市におきましては、自治会町内会加入促進・活性化事業として、加入案内リーフレットの配布やイベントでのパネル展の実施、ホームページでの周知や、県宅地建物取引業協会と加入促進に向けての基本協定の締結など、様々な方法で自治会町内会加入促進の支援に取り組んでいるところです。

貴協会におかれましては、横浜市の取組を御理解いただくとともに、加盟各社への周知、協力のお取り計らいをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

<担当>

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

横浜市市民局地域活動推進課

金澤、桑原 電話 045-671-2318

一般社団法人全国住宅産業協会加盟各社への依頼内容について

【不動産仲介業 各社】

横浜市では、新しく転入された方に対して、区役所窓口において自治会町内会加入案内リーフレットを配布し、自治会町内会への加入を呼びかけています。

- 各社においては、取扱い不動産の売買や賃貸にあたり、契約者に対して自治会町内会に関する問い合わせ先（各区地域振興課）を明記した印刷物を配布する、または、口頭で情報提供するなどの御協力をお願い申し上げます。

【不動産建設業・販売業 各社】

横浜市では、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき届出を受けた建築情報については、市民局地域活動推進課（市町内会連合会事務局）経由で各区役所地域振興課（区連合町内会事務局）へ送付しています。

- 当該地域の自治会町内会から、建築主等に自治会町内会への加入、または新規設立についての依頼があった場合には、是非御協力をお願い申し上げます。
- 各社においては、販売に伴う契約説明会や入居者説明会の実施前までに、入居予定者の自治会町内会対応（新規設立か近隣自治会町内会への加入か）について決めていただけるよう、当該地域の自治会町内会と協議をお願い申し上げます。

そのために必要な情報（区政概要、自治会町内会概要など）は、区役所地域振興課（区連合町内会事務局）から提供します。

～自治会町内会に関する問い合わせ先(横浜市)～

市外局番 (045)

各区・局担当課	郵便番号	住 所	電 話	F A X
鶴見区地域振興課	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1687	510-1892
神奈川区地域振興課	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	411-7086	323-2502
西区地域振興課	220-0051	西区中央1-5-10	320-8389	322-5063
中区地域振興課	231-0021	中区日本大通35	224-8131	224-8215
南区地域振興課	232-0018	南区花之木町3-48-1	743-8192	712-0404
港南区地域振興課	233-0004	港南区港南中央通10-1	847-8391	842-8193
保土ヶ谷区地域振興課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6302	332-7409
旭区地域振興課	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6091	955-3341
磯子区地域振興課	235-0016	磯子区磯子3-5-1	750-2391	750-2534
金沢区地域振興課	236-0021	金沢区泥亀2-9-1	788-7801	788-1937
港北区地域振興課	222-0032	港北区大豆戸町26-1	540-2234	540-2245
緑区地域振興課	226-0013	緑区寺山町118	930-2232	930-2242
青葉区地域振興課	225-0024	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2291	978-2413
都筑区地域振興課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2231	948-2239
戸塚区地域振興課	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	866-8415	864-1933
栄区地域振興課	247-0005	栄区桂町303-19	894-8391	894-3099
泉区地域振興課	245-0016	泉区和泉町4636-2	800-2391	800-2507
瀬谷区地域振興課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	367-5691	367-4423
市民局 地域活動推進課	231-0017	中区港町1-1	671-2318	664-0734

横浜市における自治会町内会の概要

1 自治会町内会数について（18 区別は別紙資料参照）

横浜市内には、約 3,000 の自治会町内会があり、さらに、地域ごとに複数の自治会町内会で構成する地区連合町内会が 251 団体あります。

また、地区連合町内会長で構成する区連合町内会（区連会）が各行政区ごとに、さらに 18 区の区連合町内会長で構成する横浜市町内会連合会（市連会）があります。区連会の事務局は各区役所地域振興課に、市連会の事務局は市民局地域活動推進課にあります。

2 加入率

自治会町内会への加入率は、全市平均で 76.6%で（平成 25 年 4 月 1 日現在）、遞減傾向にあります。また、18 区の加入率の状況は別紙のとおりとなっており、行政区によってかなりの差があります。

3 自治会町内会の主な役割

自治会町内会は、町や丁目などの一定の区域に居住する人々が、それぞれの地域に起こる課題を解決したり、住民相互の親睦を図ることを目的に自主的に組織された任意の住民団体であり、地域に住む人で、会の趣旨に賛同する人なら誰でも加入できます。

自治会町内会の活動としては、地域住民の福祉増進を目的とした活動を行うとともに、新旧住民の交流や親睦を図り、いざという時に助け合える住民同士の「絆」を育んでいます。

また、様々な地域の課題解決に積極的に取り組みながら地域の将来やニーズを考慮した地道な活動を行っています。

安全・安心で快適、住み良いまちづくりが最も重要な課題としてあげられる昨今では、日頃の犯罪に対する目配りや災害など、不測の事態や緊急の課題、清掃美化活動やごみの分別収集にも対応する、最も身近な拠り所として、近隣助け合いや人とのつながりを基盤とする自治会町内会の役割は、ますます重要になっています。

4 主な活動内容

自治会町内会では例えば、こんな活動をしています。

- ・町の清掃美化活動 ・ヨコハマ 3 R 夢（ごみの分別と減量）の推進 ・防犯パトロール ・防犯灯の維持管理
- ・防災訓練 ・敬老お祝い ・子ども会の活動支援 ・レクリエーション（盆踊り、夏祭り、運動会等）
- ・募金活動（赤十字、赤い羽根、歳末助け合いなど） ・公園の維持管理（清掃、草取りなど）
- ・広報配布や行政情報の回覧 ・まちのルールづくり等

5 行政からの財政支援

自治会町内会が自主的に取り組む上記の活動に対して、加入世帯あたり 700 円を上限とする地域活動推進費（補助金）を申請に基づき交付しています。

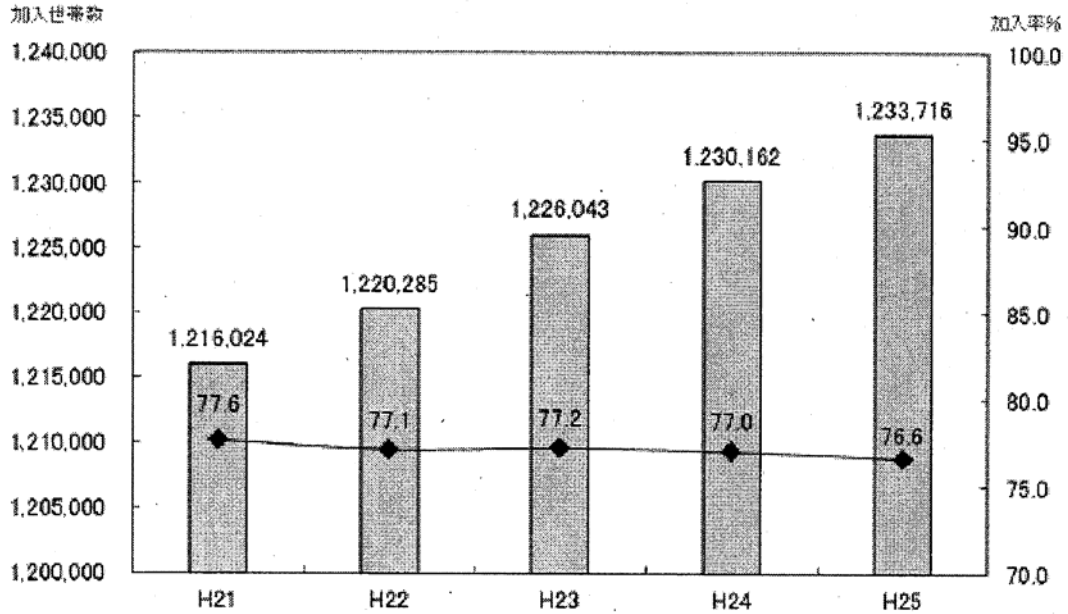
横浜市における自治会町内会等団体数一覧

(平成25年4月1日現在)

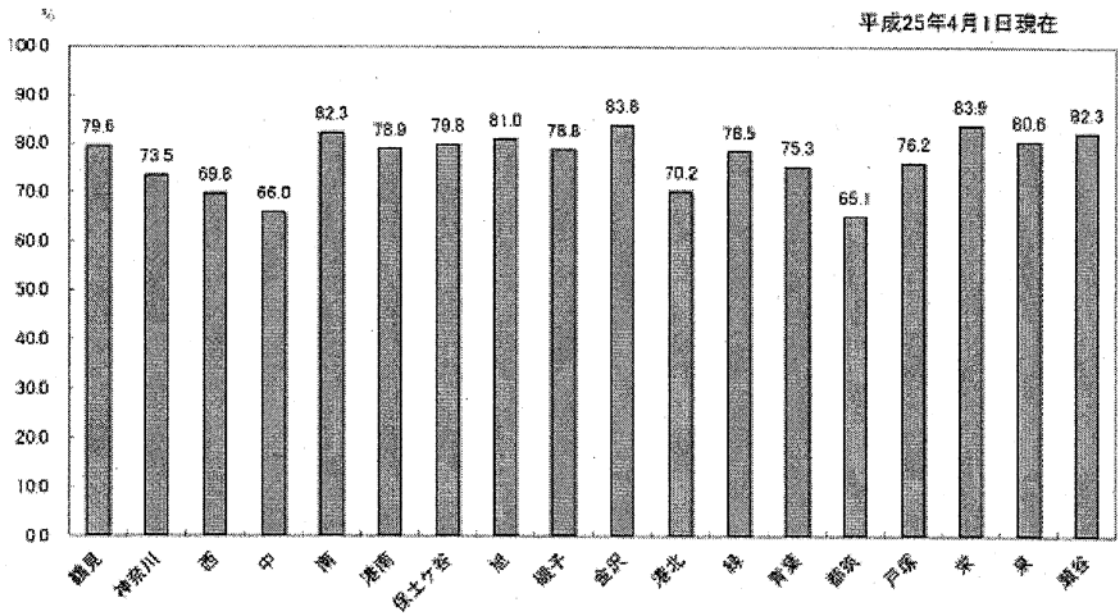
区名	世帯数 A (世帯)	自治会町内会		
		団体数 B 団体	加入世帯数 C (世帯)	加入率 C/A (%)
鶴見	128,051	125	101,981	79.6%
神奈川	115,072	184	84,624	73.5%
西	50,579	101	35,301	69.8%
中	76,719	131	50,652	66.0%
南	93,283	209	76,794	82.3%
港南	90,266	174	71,236	78.9%
保土ヶ谷	90,329	194	72,070	79.8%
旭	102,159	238	82,763	81.0%
磯子	71,262	163	56,157	78.8%
金沢	87,096	173	72,975	83.8%
港北	158,474	151	111,264	70.2%
緑	72,501	120	56,921	78.5%
青葉	122,988	167	92,651	75.3%
都筑	78,559	121	51,171	65.1%
戸塚	111,116	223	84,651	76.2%
栄	50,842	89	42,640	83.9%
泉	60,228	156	48,514	80.6%
瀬谷	50,223	155	41,351	82.3%
合計	1,609,747	2,874	1,233,716	76.6%

横浜市の自治会町内会加入状況

自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移(各年4月1日現在)



区別自治会町内会加入率



横浜市から自治会町内会へ交付している補助金等について

1 補助金

(1) 地域活動推進費

対象経費：防犯、防災、環境美化、レクリエーションなどの活動に伴う経費。

交付金額：補助対象経費の3分の1（限度額：加入世帯数×700円）

(2) 防犯灯維持管理費補助金

対象経費：防犯灯の維持管理費（電気料金、電球代など）。

交付金額：1灯あたり2,200円

(3) 町の防災組織活動費補助金

対象経費：自主防災活動（防災訓練、防災資機材の購入など）に伴う経費。

交付金額：申請世帯数（*）×160円

*「申請世帯」とは、加入世帯及び訓練等参加世帯を意味します。

2 広報配布謝金

横浜市及び神奈川県等が発行する広報紙を市内各世帯へ配布する場合の配布謝金。

交付金額： 「広報よこはま」 1部あたり9円

「県のたより」 1部あたり8円

「議会だより」 1部あたり4円

3 行政情報のスムーズな入手

横浜市では市政・区政情報を広報紙やホームページにより発信していますが、毎月開催される連合町内会定例会においても市政・区政情報の提供を行っています。

これを連合町内会長が持ち帰って地域の町内会長へ説明・伝達し、各町内会では必要に応じて回覧等を行っているため、迅速かつきめ細やかな情報を得ることが可能となっています。

○横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例

平成 23 年 3 月 25 日

条例第 12 号

我が国には家族や地域社会の絆^{きずな}を何よりも大切にする伝統があり、近隣に居住する市民が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となってきた。

しかし、昨今、人と人とのつながりが希薄になる中で、高齢者の孤独死や児童虐待といった事件・事故が年々増加し、家族や地域社会の絆が崩壊したのではないかと疑わざるを得ないような状況である。

横浜市においても、大都市ならではの課題が山積する中、自治会・町内会の加入率も年々低下している状況にあるなど、市民が自らできることは自ら行うことを基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという本来あるべき姿の実現のためには更なる取組が必要である。

ここに、市民が主体的に行う地域活動を促進することにより、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域活動の促進について市民及び事業者の役割並びに横浜市(以下「市」という。)及び市職員の責務を明らかにするとともに、地域活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域活動の促進を図り、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「地域活動」とは、主として市内の一定の地域を基礎として当該地域の市民が主体的に行う自治会・町内会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動をいう。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、地域社会の構成員として、地域活動が地域社会において果たす役割について認識を深めるよう努めるとともに、地域活動に関し、主体的な役割を担うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 4 条 事業者は、地域活動に参加するとともに、市が実施する地域活動の促進を図るための施策に協力し、及びその雇用する労働者が地域活動に円滑に参加することができるようにするため、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動の促進を図るため、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市職員の責務)

第6条 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、常に市民の目線で考え、行動する姿勢を養うため、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、地域活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 地域活動団体(地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)との連携を強化し、及びその活動を支援するため、並びに地域活動団体相互間で必要な連携の確保が図られるようにするための施策を推進すること。
- (2) 地域活動団体が行う当該団体への加入促進活動を支援するための施策を推進すること。
- (3) 地域活動の場の充実を図るため、地域活動のための施設の整備等の施策を推進すること。
- (4) 地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動団体に対し必要な情報の提供に努めること。この場合において、個人情報の提供が行われるときは、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)の趣旨を尊重しつつ、地域活動の促進に寄与する観点から適切に行われるよう留意するものとする。
- (5) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(表彰)

第8条 市は、地域活動又は地域活動の促進に関して顕著な成果を収めたものの表彰を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。